

令和7年度

財政援助団体監査報告書

(豊前市スポーツ協会)

豊前市監査委員

1. 監査の基準

本監査は、豊前市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に基づいて実施した。

2. 監査等の種類

財政援助団体監査

3. 監査等の対象、範囲

(1) 団体の名称 豊前市スポーツ協会

(2) 所管課 生涯学習課

(3) 範囲 令和6年度に交付した補助金に係る出納その他の事務

4. 監査等の着眼点

(1) 所管課

ア 補助金の決定は、法令等に適合しているか。

イ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

ウ 補助金に関する条件の内容は明確か。

エ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

オ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。

カ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

キ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

(2) 財政援助団体

ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告等は符合するか。

イ 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。

ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。

エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

オ 補助金に係る収支の会計経理は適切か。

カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。

キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

ク 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

5. 監査等の主な実施内容

監査の対象となった財務に関する事務の執行について、豊前市スポーツ協会及び所管課である生涯学習課から監査委員、事務局出席のもと事前に提出を求めた監査資料について

説明を受け、質問するなどの実情聴取を実施した。また、提出された諸帳簿等の関係資料を検査するとともに、必要に応じ事務局から質問、実査等をおこなった。

6. 監査等の実施場所、日程及び監査の期間

(1) 所管課

- ・ 実施場所 豊前市役所 監査委員事務局
- ・ 日 程 概要説明 令和8年1月13日
講 評 令和8年1月27日
- ・ 期 間 令和7年12月16日 ～ 令和8年1月27日まで

(2) 財政援助団体

- ・ 実施場所 豊前市役所 監査委員事務局
- ・ 日 程 概要説明 令和8年1月13日
- ・ 期 間 令和7年12月16日 ～ 令和8年1月27日まで

7. 監査等の結果

財務等に関する事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

記

1. 補助金の適正性について（生涯学習課）

豊前市スポーツ協会補助金については、豊前市スポーツ協会補助金交付要綱第4条において補助対象事業が、同第5条において補助対象経費が規定されている。同要綱によれば、補助対象経費はスポーツ振興に係る直接的な経費とされている。しかしながら、実際には補助金の約6割が豊前市スポーツ協会職員の賃金に充てられており、補助金が協会の運営費を支援する性格を強く有している状況が認められる。今後は、補助金交付要綱の趣旨に沿った、適切な補助対象に対して補助金が支出されるよう検討されたい。

また、豊前市スポーツ協会職員は市の業務にも従事していることから、当該人件費を含む補助金の使途が適正であるかについて疑問が残る。補助金額が豊前市スポーツ協会に対して妥当な水準となっているかどうか、また当該職員の雇用形態が現状に適しているかどうか、十分な精査を求めるものである。

2 助成金の規定について（豊前市スポーツ協会）

豊前市スポーツ協会は、加盟する19団体に対し助成金を交付し、その活動を支援している。しかし、助成金額は団体によって異なっているものの、その算定根拠となる要綱等は定められてない。また、スポーツ少年団については、豊前市スポーツ協会への登録の有無にかかわらず、登録団体と同額の助成が行われている状況である。

現在は、理事会および評議員会の承認により助成金額を決定しているとのことであるが、助成金の基準については、要綱等により文書として明確に定め、明らかにすることが望ましいと考える。